

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）附則第 5 条第 3 項の規定により平成 14 年 12 月 26 日付で届け出られた大規模小売店舗の変更の届出について、法第 8 条第 2 項の規定により意見書の提出がありましたので、法第 8 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

平成 15 年 5 月 16 日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルタウン上桂店

京都市西京区上桂北村町 10 外

2 意見の概要

- ・ 荷さばき施設への車両の進入については、出店時の申し合わせを遵守すること。
- ・ 立体駐車場からの車両の出入りが円滑に行われておらず、周辺道路の渋滞を招いている。立体駐車場からの左折出庫を禁止すべきである。
- ・ 桂川街道沿いの違法駐車が交通渋滞を招いているため、桂警察署と連携のうえ、違法駐車対策を強化すること。

3 縦覧場所、期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成 15 年 5 月 16 日（金）から平成 15 年 6 月 16 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

午前 9 時から正午まで

午後 1 時から午後 5 時まで

なお、上記 2 の意見の概要は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項（具体的には、法第 4 条の規定により通商産業大臣が定めた指針）に該当するか否かに関わりなく、提出された意見の概要をまとめたものです。

（産業観光局商工部商業振興課）